

総合環境センター消防設備点検業務委託仕様書

本仕様書は、総合環境センター消防設備点検業務委託について適用する。

1 業務概要

消防法第17条の3の3および消防法施行規則第31条の6に基づき、対象物件内にある各消防設備の点検を行い、消防設備の正常な機能を維持することを目的とする。

2 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

総合環境センター各施設

管理棟、溶融施設、工場棟(溶融)、旧焼却施設、リサイクルプラザ、第2リサイクルプラザ、排水処理施設、計量棟、渡り廊下、洗車場、ストックヤード、水銀含有ごみ分別保管施設、生活排水処理棟、油脂庫、地下タンク、屋外タンク、整備埋立地、用役棟

4 業務総括責任者の選任

受託者は、本業務を遂行するに当たり、業務総括責任者を選任しなければならない。

5 業務総括責任者の責務

- (1) 業務総括責任者は、契約書、仕様書、その他関係書類により、業務目的、内容等を十分理解し、効率的な業務遂行に努めなければならない。
- (2) 作業員の技能向上と安全管理に努めなければならない。

6 提出書類

受託者は、着手届、業務総括責任者選任届、当該点検業務実施に際する消防法および消防法施行規則に基づく資格又は免状の写し、年間工程表および緊急時連絡先を提出すること。また、機器点検および総合点検の週間工程表については点検作業1ヵ月前までに提出すること。

7 業務委託設備範囲

- (1) 消火器
- (2) 屋内・屋外消火栓設備
- (3) 水噴霧消火設備

- (4) 不活性ガス消火設備
- (5) 自動火災報知設備
- (6) 非常警報設備
- (7) 誘導灯・誘導標識
- (8) 避難器具
- (9) 排煙設備
- (10) 消防用水
- (11) 連結送水管
- (12) 配線

8 業務内容

- (1) 消防法および消防法施行規則に基づき、機器点検および総合点検を年1回行うこと。また、点検の際には、受信機のプリンタ用紙の残量確認を行うとともに、不足の場合は、補充を行うこと。
- (2) 点検実施後は、所定の様式にて「点検報告書」を速やかに提出すること。
- (3) 秋田市が設備等に異常を認めて通知した際は、速やかに点検資格のある技術者を派遣して、業務負担にて対応を行うこと。また、連絡体制を確立させておくこと。

9 機器等の劣化度の予測

機能維持を図るため、機器の磨耗や劣化度を予測し、更新時期および不具合事項を「点検報告書」に明記すること。

10 法令の遵守

消防法およびその他関係法令等を遵守すること。

11 維持管理の情報提供

安全確保や正しい機器等使用方法についてのPRおよび関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。

12 防災訓練の指導

委託者が防災訓練を実施する際は、その要請に応じて適切に指導および教育を実施すること。

13 ダイオキシン類ばく露防止対策

委託業務遂行中は、危険防止対策を十分に行い、労務災害防止に努めること。また、炉室に立ち入る際は、保護具を着用すること。保護具は、受託者の負担とする。